



茅ヶ崎市記者発表資料
2026年7月10日
経営総務部契約検査課 課長 寺島 薫子
電話 0467(82)1111 内線 2549

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について ～受注者が安心して受注・施工できる環境を整備～

中東情勢の変化を踏まえ、受注者が安心して受注・施工できる環境を整備する観点から、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材(以下、「対象資材」という。)について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費(以下、「別途調達経費」という。)を設計変更により計上する運用を実施します。

(※ 当該対応については、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の活用を予定しています。)

1 対象工事

市発注の工事

2 対象資材

ナフサを由来とする建設資材とする。

3 設計変更の流れ(概要)

- (1) 発注者は、本運用の対象工事であること及び対象資材を明記した「特記仕様書」を添付し、工事の発注を行うものとし、受注者から対象資材に関する追加等の協議があった場合には、対象資材に該当するか否かを確認の上、設計図書に反映する。
- (2) 対象資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に協議することを基本とする。

【別途調達経費】

- | |
|--|
| ① 対象資材の代替資材を調達した場合 |
| ② 対象資材の流通経路を見直して調達した場合 |
| ③ 対象資材を調達した場合(ただし、流通状況を踏まえた調達経費が反映された価格) |

4 適用

2026年7月21日以降に入札契約手続きを開始する工事に適用する。

なお、2026年7月20日以前に入札契約手続きを開始した工事(既契約工事を含む)については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

5 その他

運用の詳細については、市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/keiyaku/kouji/1067897.html>